

コンセッション		浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業《浜松市(静岡県)》
人口:約 81 万人(うち、西遠処理区内の人口は約 46 万人)		
<p>■概要</p> <p>・浜松市が所有・運営する全 11 処理区のうち、市内の下水道処理水量の約 6 割を占める西遠処理区の浄化センター及び中継ポンプ場 2 か所にコンセッション手法を導入するもの。運営権者が既存設備*の改築を行うが、整備費の 10 分の 9 相当額は市が負担する。(*機械・電気設備は運営権者が改築し、土木・建築施設は市が改築を行う。)</p>		
<p>■PPP/PFI 手法導入のポイント</p> <p>・西遠流域下水道は静岡県の所管であったが、平成 17 年 7 月の市町村合併により流域下水道の区域がすべて浜松市となったため、「市町村の合併の特例に関する法律」に規定する移管までの猶予期間 10 年が経過した平成 28 年 4 月に浜松市に移管された。移管に伴い職員の配置が必要となるが、浜松市は大幅な増員が困難な状況にあり、かつ移管を機に運営の一層の効率化を推進する必要がある。</p> <p>・このため、長期間に亘り維持管理と改築を一体的に推進するアセットマネジメント等民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和による持続可能な事業運営を期待し、コンセッションを導入するもの。</p>		
《事業データ》		
公共施設等の規模	<p>・処理区の面積:10,346ha・汚水流入量:5,165 万 m³/年(平成 27 年度実績)</p> <p>・対象施設</p> <p>西遠浄化センター(面積:約 280,600 m²・処理能力:200,000 m³/日(現状・日最大))</p> <p>浜名中継ポンプ場(面積:約 3,700 m²・送水能力:57 m³/分(現状・時間最大))</p> <p>阿蔵中継ポンプ場(面積:約 590 m²・送水能力:3.5 m³/分(現状・時間最大))</p>	
事業期間	<p>・20 年間(本事業が開始された日から 20 年を経過する日が属する事業年度の末日まで)</p> <p>・不可抗力事象発生や市の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、市と運営権者の協議により期間延長を行うことも可能(但し、運営権設定日の 25 年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない)。</p>	
事業類型	混合型	
利用料金	<p>・西遠処理区の利用者が支払う料金(使用料等)は、浜松市下水道条例の規定に基づき、市内同一の算出方法で算定される。(汚水排出量が同じであれば、西遠処理区と他処理区で同一料金となる。)</p> <p>・運営権者が収受する利用料金は、西遠処理区における使用料等に一定の割合(利用料金設定割合)を乗じて算定される。利用料金設定割合は、浜松市下水道条例において「3 割までの範囲内で管理者の定める割合」とされ、当初提案時に用いる利用料金設定割合は 27%である。</p> <p>・運営権者は、5年に1回使用料等の改定を提案できる。また、使用料等の改定とは別に、5年に1回利用料金設定割合の改定を提案できる。これらの場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う。</p> <p>・事業環境の著しい変化があった場合、法令等の変更又は市の計画変更があった場合、その他市が必要と認める場合についても、利用料金設定割合の改定について協議ができる。</p> <p>・任意事業は運営権者の独立採算にて実施。</p>	
費用負担	<p>・運営権者は、義務事業及び附帯事業の経営・維持管理に係る全ての費用を負担する。</p> <p>・義務事業の一部である運営権設定対象施設の改築は運営権者が行い、以下の費用を負担する。</p> <p>(改築費用の 10 分の 1 相当額)－(事業期間終了以降に係る減価償却費相当額)</p>	

	<p>なお、改築費用の10分の9相当額及び事業期間終了以降に係る減価償却費相当額は市が負担する。また、改築には国補助金を充当することを想定している。</p> <p>・任意事業は運営権者の独立採算にて実施。</p>	
官民の役割分担	<p>【公共の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の所有、管渠の管理、土木・建築施設の改築、モニタリング等 <p>【民間事業者の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務事業(経営に係る業務・改築及び維持管理に係る企画/調整/実施に関する業務) ・附帯事業(新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行う事業。応募者の提案により実施) ・任意事業(事業用地及び施設において独立採算で行う事業。応募者の提案により実施) 	
VFM	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業の選定段階では約7.6%の費用削減効果があるとされている。 	
運営権対価の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・0円以上で応募者提案による。 ・対価の4分の1は事業開始までに支払い、残額は事業期間中均等に分割して支払う(利息は付さない)。 	
事業者	未定	
応募グループ	非公表(平成29年1月時点)	
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に「公共下水道における包括的民間委託・公共施設等運営権活用検討業務」(国交省先導的官民連携支援事業)を実施。「運営+更新対応型 DBO」・「コンセッション型 PFI」が有効として、今後の推進に向けた課題を整理。(検討対象は、西遠処理区とは別の処理区。) ・平成25年度に「西遠流域下水道調査業務」(国交省先導的官民連携支援事業)を実施。コンセッション導入に向けた具体的検討を開始。 ・平成26年度に「西遠浄化センターを核とした再生エネルギー活用と地域活性化促進のための基盤整備調査」(国交省官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業)を実施。新技術開発導入による革新的な改築更新の実施に寄与することを目的として、施設機能確認、改築基本計画の検討等を実施。 ・平成26年度に「西遠流域下水道事業情報整備調査」(国交省先導的官民連携支援事業)を実施。コンセッションの導入に向け、インフォメーションパッケージの整備及び改築更新事業等のシナリオ作成等を実施。 	
	【事業者選定のスケジュール】	
	平成27年6月	実施方針(素案)の公表・意見の受付
	平成27年12月	実施方針(案)及び要求水準書(案)の公表・意見の受付
	平成28年2月	実施方針の公表、特定事業の選定
	平成28年5月	募集要項等の公表
	平成28年12月	提案書類の受付
	平成29年3月(予定)	優先交渉権者の決定・基本協定の締結
	平成29年10月(予定)	公共施設等運営権実施契約の締結
平成30年4月(予定)	事業開始	
官民対話の実施内容	<p>①平成23年度「公共下水道における包括的民間委託・公共施設等運営権活用検討業務」実施時:プラントメーカー6社にヒアリングを実施。「運営+改築のパッケージ化」により期待される効果を聴取。</p> <p>②平成25年度「西遠流域下水道調査業務」実施時:下水道のPPP事業や包括的民間委託への参画経験がある民間事業者5社にヒアリングを実施。事業範囲や事業期間、懸念するリスク、資産・設備情報の整備、参画意欲、附帯事業等について聴取。</p>	

③実施方針(素案)の公表及び意見の受付(平成 27 年 6 月)
④実施方針(案)・要求水準書(案)公表及び意見の受付(平成 27 年 12 月)
⑤実施方針公表後の説明会及び現地見学会の開催(平成 28 年 3 月)、実施方針への意見・質問の受付及び回答(平成 28 年 4 月、5 月)
⑥募集要項等公表後の説明会及び現地見学会の開催(平成 28 年 6 月)、募集要項等への質問の受付及び回答(平成 28 年 6 月～)
⑦競争的対話及び現地調査の実施(平成 28 年 9 月～)
⑧守秘義務対象開示希望資料の追加要望の受付、資料の閲覧の実施、汚泥サンプルの提供(平成 28 年 9 月～)

■ PPP/PFI 手法導入の効果

・特定事業の選定段階では約 7.6%の費用削減効果があるとされている。



(出所)浜松市公表資料